

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

令和元年11月29日(金)午後1時30分から午後3時40分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大村 泰平(富山地方裁判所刑事部総括判事)

裁判官 小林 礼子(富山地方裁判所刑事部判事)

裁判官 尾嶋 翔一(富山地方裁判所刑事部判事補)

検察官 武藤 絢子(富山地方検察庁検事)

弁護士 串田 光成(富山県弁護士会所属)

同志 田 祐義(同)

同 谷 口 恭子(同)

同 梶 智史(同)

裁判員経験者 5人(1番ないし5番)

4 議事内容

裁判員を経験しての全般的な感想について

(司会) それでは意見交換会を始めさせていただきたいと思います。最初は、皆さんに裁判員を務めての全般的な感想を話していただきたいと思います。

1番さんと2番さんが経験された事件は、交際相手と一緒に住んでいた部屋に放火をしたという事件で、事実関係に争いはなかったと思います。量刑をどうするかが争点となりました。まずは、1番さん、感想をどうぞ。

(1番) 裁判員になるとわかったとき、とてもびっくりしました。自分は一生、裁判員にはならないと思っていました。できるのかなと、とても不安でした。

しかし、経験してみて、やってよかったと思いました。裁判員に決まったこ

とを周りの人たちに話したところ、「頑張ってるっしょい。」と送り出してくれました。裁判員裁判が終わってから、職場の人にその話をしようとしたところ、「守秘義務があるので一切聞きません。言わなくて結構です。」と聞いてもらえませんでした。私は、喋ってはいけないのだと思い、口を閉ざしました。世の中では、裁判員裁判について、このように思っているのだと感じました。判決で処罰内容を決めるときは、本当に悩みました。朝から晩まで、ずっと考えていました。でも、皆さんと話し合うことで、気持ちが固まっていきました。

(司会)では、2番さん、いかがでしょうか。

(2番)裁判員をしたことは、とてもよい経験だったと思います。判決を言い渡す場にいるということは、とても貴重な経験です。裁判員をした後は、テレビや新聞で「裁判員裁判が始まりました。」という言葉を見聞きすると、それをしっかり見るようになりました。特に新聞を読むときは、これまで、裁判員裁判についての記事は見出しだけを眺めていたのですが、本文をじっくり読んで、この裁判ではどのような判決が出るのかと気になるようになりました。裁判員を経験することは大事だと思いますので、友人には、裁判員を経験してよかったということを伝えています。

(司会)守秘義務はありますが、全般的な感想や公開された法廷で起きたことは話していただいて構いません。それが理解されていないのかなと、心苦しいところはあります。

続きまして、3番さんが経験された事件は、家族と一緒に住んでいた自宅に火を付けたという事件で、責任能力が争点でした。3番さん、感想はいかがでしょう。

(3番)「最高裁判所」と書かれた郵便物が届きまして、私が入り込んだ怪しいサイトとかの請求が来たのではないかと、恐々と封筒を開けたところ、裁判員裁判の案内でした。裁判員は抽選で選ばれると書いてあったので、自分は関

係ないだろうと思っていました。そして、富山地方裁判所から郵便物が届きました。学生時代に法律を勉強していたので興味もあり、半分は興味本位で参加しました。裁判官にはすごく話しやすい環境を作ってください、自分の意見を述べることができました。公判を重ねていくうちに、一裁判員として責任ある発言と考えを持って、被告人が今後、社会生活を送る上で、ためになることを話せたらいいなと思っていました。とても貴重な経験をさせていただいたと思います。始まる前は、こんなに長い期間、自分に務まるのかと思っていましたが、終わってみると、これだけの期間で結審してしまっただが良かったのかと考えたりしました。最近は、学生時代に使っていた教科書やノートを見たりしています。

(司会) 続きまして、4番さんの事件は、両親に対する殺人未遂の事件でした。父親に対する犯行について、殺人未遂という行為に当たるのか、殺意があるかというのが争点でした。また、刑を決めるに当たっては、発達障害の犯行への影響が問題となりました。4番さん、感想をお願いします。

(4番) 私は一番高齢だったと思います。私みたいに歳をとった人ができるのかと思ったのですが、私は69歳だったので裁判員ができるかなと不安でしたが、今は本当にやってよかったと思いますし、皆さんにも経験してもらえたらと思います。また、発達障害は皆にあるような気がしますし、このような人はたくさんいるのではないかなと考えました。

(司会) 5番さんの事件は、近隣の人に対する殺人という事件でした。被告人が犯行当時、心神耗弱の状態にあったことについて当事者間に争いはなかったのですが、だからといってそのまま認定してよいということではなくて、議論が必要でした。その上で、どのくらいの刑にするのかが問題でした。では、5番さん、感想をどうぞ。

(5番) 裁判員を経験して、率直に大変よい経験だったと思います。裁判員になる前は、裁判所や法律は遠いところにあるもので、自分が関わることはないも

のと思っていました。冷たいイメージがあって、スパスパッと決める、冷たい手続で判決が出ているようなイメージがあったのですが、実際にその中に入ってみると、ここまで血の通った議論をたくさん積み重ねて結論を導いているのだということ、身をもって知ることができたので、以前より身近に感じましたし、報道を見る目も変わりました。すごく良い経験だと思って、周りの人にも積極的に話をしたいのですが、ちょっと話をすると「いいです、聞きません。」と拒絶反応をする方がまだたくさんいらっやって、良い経験だったと伝えたいのですが受け入れてもらえず、私が裁判員を経験する前に持っていた、冷たい遠いところのイメージや守秘義務もあって、怖いことが起きるのではないかと拒否反応を示す人が多いのだと思いますので、裁判員制度が始まって、まだ10年なんだなという印象を持ちます。今後、裁判員の経験者が増えていくことで裁判員制度が浸透し、理解していくことで受け入れ方も変わるのだろうと思いました。

(司会) ありがとうございます。裁判所の広報の努力不足という部分もあるのかもかもしれませんので、制度についての広報を頑張っていきたいと思います。

選任手続について

(司会) それでは、皆さんに参加していただいた裁判について、御意見や御感想を伺いたいと思います。手続の順番で行きますと、まずは選任手続ということになります。皆さんには11月ころ、まず名簿に載ったというお知らせが届いたかと思います。そして、選任手続期日の2か月くらい前に、選任手続をしますのでお越しく下さいという通知をさせていただきました。それから、選任手続期日に裁判所に来ていただいて、くじで選任という運びになりました。そういった選任の過程の中で、感じたことや改善すべき点などについてお話しいただきたいと思います。先ほど、1番さんは、選任されたことが不安であったということでしたが、どういった点が不安だったのでしょうか。また、それを解消するには、我々はどうすればよかったのかという点につい

でもお聞かせいただければと思います。

(1番)届いた書面を読んだときに、自分はこういうことには向いてなくて、できないと頭から思っていました。書面を読んでいくうちに、逃れることができないなど、断る理由も見つかりませんでしたので、最後はくじ引きだから、私はくじに弱いから当たらないと思っていました。とにかく、逃れたかったけど、逃れられなかったという印象が強いです。

(司会)2番さんはいかがでしょう。

(2番)裁判所から封筒が届いて、裁判員制度ってあるんだよね、でも自分が選ばれる訳がないよね、と思い込んでいました。また、地方裁判所からお知らせが届いたときも、書類は提出するけど、大丈夫だろうと思っていました。裁判員について考えることもないまま、選任期日当日を迎え、選ばれたという感じです。

(司会)3番さんはいかがでしょう。

(3番)選任手続で裁判所に来たとき、会場にいる人数からして、自分は選ばれないだろうと思っていました。自分がくじで選ばれたと知ったとき、宝くじでも買っておけばよかったと思いました。

(司会)4番さんはいかがでしょう。

(4番)裁判所からの郵便物がなぜ自分に届いたのかと思いながら、選任手続で裁判所に来ました。たくさんの方がいましたので、選ばれることはないだろうと思いました。自分が選ばれたときは、なんで自分がやらなければいけないのかという気持ちもありましたが、仕方がないのでやってみようと思いました。

(司会)5番さんはいかがでしょう。

(5番)選任手続期日に、これだけたくさんの人を一日拘束する必要があるのかと、正直思いました。書類審査や書類のやり取りをして、裁判員をやれない理由を確認するなどしてある程度は絞り込んで、裁判所に足を運ばずに済ませる

ことができないのかと思いました。それなりに待ち時間もありませんし、裁判員に選ばれたら、裁判の間は仕事を休まなければならないのに、これだけの人が有給休暇を一日取って来ているのだなと思うと、無駄じゃないかしらと思いました。お伺いしてみると、必要な手続があるということでしたが、ある程度の人数までは書類で絞り込み、有力な候補の方だけを集めるということができないのかなと思いました。

(司会) そういったところが、非常に心苦しいところではあります。事前に絞り込むというお話がありましたが、事前に辞退の申出をされた方について、送付された書面を拝見して、その時点で辞退を認め、呼び出しはしないということを行っています。多くの方にお越しいただいているのですが、その方が急遽、重要な用事ができたとか、病気であるとか、辞退せざるを得ないということをお考えすると、なかなかぴったりの人数という訳にはいかなくて、ある程度の人数を確保したいということに、どうしてもなってしまうのです。20人とか、30人という人を拘束することで、御迷惑をおかけしているということは重々承知しております。何らかの形で改善できたらと思っております。ありがとうございます。他には、何かございますでしょうか。

(1番) 私も、当日の人数の多さにびっくりしました。これだけの方々が候補者なのだと言われました。私は外れるだろうと思っていたのですが、待っている間に裁判所の中を見学することができました。今まで裁判所に入ったことがなかったし、法廷の中に入って裁判官席に座ったこともなかったので、ある意味、貴重な経験ができたと思っています。また、仕事を休むに当たり、周りの人たちに、裁判員に選ばれたことを話したらびっくりされたのですが、そういう話をするだけで、身近な人が選ばれるのだという宣伝になったんじゃないかと思っています。ただ、本当に人数の多さにはびっくりしました。

(司会) いろんな不確定要素がある中での選任手続ですので、ある程度の数になるのは御容赦いただきたいところです。何とかできたらなあ、と思っはいる

のですが。

公判審理について

(司会) 選任手続を経て、公判の審理に入っていきます。公判でどんなことがあったかと言いますと、まず最初に、被告人の本人確認をして、この事件について間違いがないかを聞いた後で、検察官と弁護人が冒頭陳述を行ったと思います。それぞれの立場で、この事件はこう見るべきだとプレゼンテーションするのが冒頭陳述です。口頭でのプレゼンテーションに加えて、書面も出てきたと思います。皆さんがご担当いただいた事件の、検察官と弁護人からの書面はお手元にあるかと思います。最初のプレゼンテーションである冒頭陳述について、分かりやすいものだったかどうかというところ、あるいは、もうちょっとこうした方がいいのではないかと思うところは、どうだったでしょうか。感想をお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

1番さんと2番さんの事件ですが、検察官の書類は色分けして箇条書きにしてあったと思います。弁護人の書類は文章で書かれたものであったと思います。どうでしたかね、分かりやすいものであったかどうかですが。2番さん、いかがでしょうか。

(2番) 午前中は抽選で、そのままの勢いで裁判が始まったということで、自分がいる場所や何をしなければならぬのかと、なかなか整理がつかないまま始まってしまったという印象です。

(司会) そうですね。1番さんと2番さんの事件は、午前中に選任手続があって、その日の午後に審理に入るという日程でしたね。

(2番) 目にするものはすべて、初めて見る書類ですから、読まなきゃいけない、話は聞かなきゃいけないということで、最初は戸惑いがありました。心の整理をする時間が私には必要だったかなと思います。検察官も弁護人も書類を読んでいくのですが、できれば同じ書式で対比ができるようなものであれば、両方の違いをはっきり見ながら話が聞ける、こっちはここに書いてあるけど、

あっちはどこだっけ，と探す間に説明も進んでいきますので，そういう工夫があれば見やすいですし，短時間にいろんなことを見て考えられたかなと思います。

(司会)なるほど，なるほど。分かりました。

それでは，3番さんの事件ですが，冒頭陳述は結構，情報量の多いものだったと思いますが，分かりやすさという面ではどうだったでしょうか。

(3番)抽選のときに，事件の概要が書面に書かれていたので，選ばれたらこの事件を担当するんだなということは分かっていました。審理が始まったとき，2番さんがおっしゃられたように，検察官と弁護人の書面は，素人からするとあっち見たりこっち見たりして理解するのに時間がかかってしまい，話についていけない場面も正直ありました。今，どこを見てるんだろう，と思ったときに，裁判官に教えてもらうという場面もありました。なるべくなら，見比べやすいフォーマットを使ってもらったほうが，より良い審理ができたのかなと思います。初めて見る書面に面食らう場面が多々あったので，もう少し分かりやすい方がよかったのかなと思います。

(司会)4番さんは，分かりやすさの面ではいかがだったでしょうか。

(4番)弁護人はずっと喋りっぱなしで，話が一方通行みたいだったので，順番に話せばよかったのにと感じました。弁護人ばかりが喋って，それで検察官が喋ると，弁護人がまた喋るという感じでしたから，ちょっと分かりにくかったと思います。

(司会)順番と言いますと，例えば，この争点について，検察官の意見はこうです，弁護人の意見はこうです，というようなことですか。

(4番)そんな感じですか。

(司会)なるほど。

(4番)こちらは初めてなので，その方が分かりやすかったかなと思います。

(司会)なるほど，それは工夫の一つですね。ありがとうございます。

それから，5番さんの事件はそれほど情報量が多いことはなかったと思いますが，いかがでしたか。

(5番) 検察官が作成したものはとても分かりやすく，とても良かったと思います。A3用紙に経緯と争点が一目で分かるよう，まとめてあるのがすごく分かりやすかったと思います。それから，4番さんが言われたように，難しい言葉で喋っておられて，聞きながら考えながらメモを取るのが追い付かなくて，さっきの話は何だったっけ，と思いながら進んでしまったような感じですね。4番さんがおっしゃったように進めてもらおうと，分かりやすかったのかなと思います。

(司会) ありがとうございます。このあたり，検察官や弁護人はいかがでしょうか。何かご意見や質問等はございますか。特によろしいですかね。いくつもある争点ごとに，こちらの主張，あちらの主張とやっていくのは，おもしろいかもしれないなと思った次第です。

公判の順序で行くと，次に証拠書類が出てきたと思います。証拠書類としては，朗読もあり，ディスプレイに表示したものもあったと思います。そのへんは，どうでしたかね。ずっと頭に入ってくるようなものだったかどうかですが，1番さんはいかがでしょうか。

(1番) 1年前のことですから記憶が定かではないですが，テレビ等で，証拠には見たくないものもあるということを知っていましたので，どんなものが出てくるのか，目を覆わなければならないようなものがあるのか，聞きたくないことを聞かなければならないのかと思っていましたが，こちらが混乱するようなものはなかったもので，割と冷静に見てました。写真とかでしたから，現実味がなかったというか，いろんなことが頭の中で結びついていないので，しっかりと自分の心でキャッチしたという感じは受けませんでした。

(司会) 証拠書類について，もう少しこうすれば良かったのではないかと，分かりやすく頭に入ってくるのではないかと，ということはあるですか。

(1番) 一つ一つの証拠についての説明が、もう少しゆっくりだったら付いていたのかもしれませんが、最初のうちは混乱していたので、付いていくことに精一杯でした。あれこれと考えたり、という状況しか覚えていません。

(司会) 確かに、ゆっくり説明があった方が分かりやすいでしょうね。

今ほど、1番さんから、見るのが辛いような証拠があるかと思ったというお話しがありましたが、1番さんと2番さん、そして、3番さんの事件については放火ということで、例えば、人が亡くなったというものではなかったということになります。一方で、4番さんの事件は殺人未遂事件ということで、被害者の方の傷の写真なんかもあったと思います。5番さんの事件は殺人事件ということで、犯行に使われた凶器なんかも出てきました。裁判所としては、生々しい証拠を見てもらってショックを受けてしまうということがないように極力配慮はしているつもりなんですけれども、そのあたり、4番さんと5番さんはいかがでしょうか。

(4番) 証拠の書類はすごかったような気がします。人によってはすごいものを見せたというような感じがします。

(司会) 具体的には、どんな証拠がそうだったのでしょうか。

(4番) 斧です。ちょっと、見せたくないような気がしました。強烈すぎたような。

(司会) 4番さんは、それを御覧になって、精神的なところではどうでしたか。

(4番) 私は、それを見たこともあるし使ったこともあるから、何ともないんですけど、使ったことのない人があれを見ると、すごいというか、びっくりすると思います。

(司会) 必要であれば、そういった物も証拠として出てくるんですけども、何か見せ方の問題ということなんでしょうか。

(4番) どうすればいいんでしょうかね。血の付いたものでしたから、強烈すぎたような気はします。

(司会) 5番さんはいかがでしょうか。

(5番) 一つ質問なのですが、4番さんの事件では傷の写真があったということでしたが、私の場合は、凶器はあったんですけど、傷は、かなり何回も殴られていたからなのか、傷自体の写真は伏せられて、イラストで表現されていました。写真にしたり、イラストにしたりすることについてのガイドラインや基準みたいなものはあるのでしょうか。

(司会) そこは、証拠として必要かどうかということになります。5番さんの事件は、特に争いのない事件だったということもあり、頭蓋骨のCTの立体画像やボールが出ていたかと思います。4番さんの事件では、行為が殺人未遂の実行行為に当たるかどうかや殺意が争点になっていたこともあって、実際にどのような傷を負わせたかというところが必要になったと記憶しています。ですから、必要がなければ証拠として採用しないことになります。

(5番) 私の場合は、実際に使われたボールが証拠としてありまして、皆さんが手に持ったりして、実際にはどうやったのかという議論をしました。正直、それで人が死んでいると思うと気持ちの良いものではなかったんですけども、写真ではなく、実際に手に持ってみたり、大きさを見たりしたことで、議論が深まったと思います。やはりそれは、実物を見てみないと、重さを実感してみないと疑問に思わなかったりすると思うので、ちょっと気持ちが悪いなと思いつつも、裁判の過程では大事なことなのではないかなと思います。事前に、裁判員に、見るのはよいか、見るのも嫌か、触ってもよいかという希望を聞いていただくのはよいと思いますが、見たくないという方もいらっしゃると思うので、事前に確認だけとってあれば、別にいいんじゃないかなと思います。

(司会) 選任手続のときに、刺激の強いものがある場合には、大丈夫ですかということをお尋ねするというのも実際には行っております。証拠については、他に何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、次は証人や被告人からお話を伺う、尋問につい

ての御意見や御感想等を伺いたいと思います。証拠書類等を取調べた後に、証人尋問があります。4つの事件ではいずれも証人尋問がありましたし、被告人質問も必ず行っているところです。分かりやすかった点、分かりにくかった点があったかどうかというところですが、1番さんと2番さんの事件について、2番さんはどうでしたか。

(2番) 評議室で資料を見る時間があつたので、ここはどんなふうに言われるのかな、という時間があって、割と分かりやすかったかなと思います。取り立てて分かりにくいとか、ここはどうなんだろうということはなく、聞くことに徹した時間だったと思います。

(司会) 3番から5番の方の事件では、専門家が証人で出てこられたかと思います。尋問の内容について、3番さんはどうでしたか。

(3番) 被告人の御家族や病院の先生、交番の警察官の話聞くことで、今後の判断材料になったり、教えられることも多々あって、すごく分かりやすく、いろんな方の意見をたくさん尋問していただいたのはよかったなと思います。私の事件では、被告人の兄弟が席におられたのですが、その方の意見もできたら聞きたかったなというのも正直あったり、ちょっとでも多くの方の意見があれば、より判断材料になるのかなと思いました。

(司会) 限られた時間の中で、必要があるかどうかというところで絞られてしまうこともあるのかなと思います。

4番さんは先ほど、発達障害については、誰しもあるのかなという話をしておられましたが、その関係の証人尋問もあつたかと思いますが、いかがでしたか。確か、被害者の方の御両親の尋問もあつたし、起訴前鑑定をした医師や主治医とか、ビデオリンク方式の尋問もあつたかと思います。テレビでつないでというのは、分かりにくいとかはなかったですか。

(4番) まあまあ、分かりましたけど。

(司会) 大丈夫でしたか。

(4 番) はい。

(司会) 別の裁判所に証人に出席してもらって、テレビをつないだものですが、十分に分かりましたか。

(4 番) 分かりました。

(司会) 5 番さんはいかがでしょう。起訴前に鑑定をした精神科の医師の話もありましたけれども、聞いていていかがでしたでしょうか。

(5 番) もっと難しいのかと思ったんですけど、とてもよく理解できましたし、また、質問することができたので、そこはすごくよかったです。あと、円滑な進行もあるかと思うんですが、質問を考える時間が短くて。もう少し時間をかけて、こういうところを聞きたいなという、自分の考えをまとめる時間がもう少しあったら、もうちょっと聞きたいことが聞けたかなという印象を持ちます。円滑に進めなくちゃいけないんで、なかなか難しいとは思ってますけど。

(司会) 証人の請求をした当事者の尋問、その次に反対当事者の尋問があって、最後に、裁判所の方で尋問をする前に必ず休廷の時間を設けて、そこでなるべく長めに取っているんですけども、実際そうですね、そうは言っても短い時間でできるだけ詳しい尋問をと。なるほど。休廷時間ですが、1 時間前後で必ず休みを入れておりましたけれども、その取り方というのはどうでしたか。何かこう、もっと違う休みの入れ方があった方がよかったとか。休みの方は十分でしたでしょうか。1 番さん、どうですか。

(1 番) こういうものなのだと、受け入れてました。何の不思議も感じず、こういう時間割りだと思ってました。でも、休憩しているときに、周りの方々と話をするこももあったので、また視点がちょっと変わったりとか、今思い出します。

(司会) ここまで、公判審理について話を伺ってきましたけれども、弁護士や検察官、何か質問とか感想などがあれば。

(志田弁護士) 証拠書類のことですが、1番さんは、しっかりキャッチできなかったという話もあったり、もうちょっと時間が長く、ゆっくり説明してもらった方がよかったんじゃないかと意見も出ていたように思います。皆さんとしては、証拠書類の取調べについては、全般的に、もうちょっと時間をかけてゆっくり説明した方がよいという感想をお持ちなのか、あるいは、だいたい理解できたという感想なのかというところ。それと、証拠書類は現物が1通、裁判所に提出されて、評議室にも置かれているかと思いますが、評議室の中のことは私には分かりませんので、あの証拠はよく分からなかったのを見たいと、それを後から見返したりして理解を深めたりする機会はあるのかについて、お伺いしたいと思います。

(司会) いかがでしょうか。どなたでも。3番さん、いかがでしょうか。

(3番) 法廷で、検察官や弁護人から映像等の説明が終わった後、付いていけない部分があったときに、わからなかったことがあれば、パソコンを開いて映像を見たりとか、そういう確認をしてから法廷に臨んでいました。

(司会者) 本来は、公判廷で説明していただいたところを聞いていただいて、心証を取っていただくというのがあるべき姿かなと思います。証拠書類の説明が少し短かったとか、そういったことはありましたでしょうか。

(5番) 私は特に、短かったという印象はないんですけど、部屋にあった証拠書類は何回も何回も、本当に何回も何回も見直しをしているので、その都度、確認することもできましたし、聞いているときに、すごく早口で何を言ってるか全然分からないといったこともなく、内容はこういうことなんだと、それで疑問に思ったところを、部屋で書類で調べることが頻繁に行われていたと思うので、その点で不足は感じていません。

(司会) どの事件でも、書類がありましたよね、書画カメラで映してみましようか、という確認は大体やってますよね。少なくとも、あそこにこういうのがあった、ということが、理解して覚えていられるような証拠調べが行われている

んじゃないかなと思います。

評議について

(司会) 続きまして、評議についてです。どの事件についても、何日か評議の日を設けました。1番さんと2番さんの事件では、事実認定に争いがなくて、刑をどのくらいにするかについて評議をしたかと思います。2番さん、時間は十分だったか、意見は言えたのかについて、どうでしょうか。

(2番) 私は、個人的には十分な評議ができたのではないかと思います。何度も何度も資料や証拠を見せていただいて、量刑だけだったので、なぜこうしたのか、動機は一体何なのか、何がそうさせたのか、というところを汲み取る、そこが難しかったかなと思います。いろんな方の多方面からの、いろんな物の見方ができるんだということが分かった、評議とはこういうものなのだということが分かって、経験できて良かったと思います。「何年」という、年数を決めるだけなんです。だけど、その結論を出すまでに意見の交換をして、ここまでみんなが一つの結論を出すのに、こんなにも真剣に話し合うということは、まず日常生活においてはいいことなので、非常に良かったと思いますし、判決では、裁判所から、被告人に対して言うことはありますか、というときにも、やはり皆で意見を出し合って、判決はこうだけど、私たちはこういう思いで判定をしたんだということを述べていただく機会があったので、すごくそれは良かったなと。本当に貴重な、貴重な経験だったと思います。本当に、自由に自分の意見を言える雰囲気だったと思います。そして、評議の時間は十分にあったと、私は考えます。

(司会) 3番さんの事件では、責任能力が問題になった事件だったかと思います。難しい内容の評議をしなければならなかったと思いますけれど、いかがでしたか。

(3番) その都度、裁判長の教えのもと、皆さんで話を出し合っていくうちに、自分も気付かされる。話に加わらせてもらい、評議はすごく有意義に自分でも

分かる内容で進んでいったと思います。判決を言い渡す日の、最後の会話の中で、本当にこれで最後になるんだな、ちょっと待って、もうちょっと時間がほしいなという気持ちがあったり、これで本当にいいのかなと、もう一度、一から見直して、考え直して、まあ、そういう時間もないんですけども、これで決まるんだなと思うと、すごく責任重大だなという感じになりました。その中で、今まで皆さんと話し合ってきたことがすべて、順を追ってやってきたことで良いんだなと思って、自分で安心して意見を述べさせてもらって、裁判長が判決を述べられたのが最後だったなと。最後、自分で納得できる、理解できる内容だったなと思いました。

(司会) 4番さんの事件では、殺人の実行行為に当たるのか、また、殺意というものもありましたし、発達障害というのをどういうふうに考慮して刑を決めるかというのもあったかと思うんですけども、評議全般の感想はいかがですか。十分に意見を言うことができたかというところですが。

(4番) 皆と話をしましたが、この評議というの、なかなか前に進まなかったような気がします。裁判長の話もあったものですから、皆が納得して前に進んでいったような気がします。評議というのは、なかなか難しいなということを実感したように思います。

(司会) 争点がいくつもある場合に、一つ結論を出して次へと、区切りを付けて前へ進めていくというのは、普段は中々ありませんので、そこはたいへんだったかなと思います。

5番さんはいかがですか。ちょっと特殊で、心神耗弱ということに争いはないんだけど、争いはないからそのままいいということじゃなくて話し合いをして、ということであったかと思います。そのことが、刑を決める上で影響してくるということで、いかがでしたかね、評議は。

(5番) 時間的なことに関しては、公判はすごく時間がないと思ったんですけど、評議自体はじっくりさせていただくことができましたので、時間的には十分

でした。心神耗弱という点で、本当に難しい評議だったかと、今思い返しても思います。心神耗弱の一本で、犯行自体はすごく残忍なものだったというのがあって、皆さんの感情と実際に法で決められているものとの差があるのを、話し合いで埋めていくという作業が大変でしたね。大変でしたけれども、一つ一つを埋めていったことによって、私だけかもしれませんが、結果に対して、もうちょっとこうすれば良かったのかしらという、後悔というものが全くなくて、100パーセントすっきり、自分たちの出した結果はこれですと、自信を持って言える結論が出たと思ってるんで、評議の内容はたいへん難しいですけども、内容に沿って良い話し合いができたと思っています。

(司会) 評議については、弁護士や検察官は実際に見る機会がないかと思うんですけども、何か質問等はありませんでしょうか。

(梶弁護士) 2点ございまして、感想でも良いのですが、まず、先ほど5番さんも仰ったような、感情的にはもっと重いのが、軽くて良いのかというのがあったかどうかということ、法律上、決められていることについて、どうしてこうなっているのかと疑問に思う点があったかどうかというのが1点。それと、被害者参加のある場合に、5番の方の事件では、被害者遺族の手紙なんかを読み上げられたと思うんですが、それがどういった印象を抱くか。被告人にとってプラスに働くのか、マイナスに働くのか。つまり、これは残忍だから罰しなければいけないというふうに思うものなのか、それとも、それは別として同情はしますよ、というような感情を抱くのかについて、教えていただければと思います。

(司会) 感情と実際の結論というところで、中々そこは難しいところだし、評議の秘密性もあるんですけども。じゃあ、御担当された事件ということで、5番さんいかがですか。

(5番) そうですね。感情という点では、実際に、手紙の読み上げがあるとすごく感情移入してしまう自分がいて、でも、ここは冷静になって、冷静な判断を

しなくちゃいけないという，聞きながら心の葛藤は実際ありましたね。

(梶弁護士) 法律上は決まっているんだけど，従わなければいけないけども，感情的にはちょっとなあと考えたことはございますか。

(5 番) はい，ありましたね。心神耗弱で半分でしたっけ。

(司会) 刑の幅はその中で決めなければいけないですね。

(5 番) そこは，いきなりそこまでなるのか，という感覚はすごくありました。実際，こういう場合は何年という資料を見せていただいて。

(司会) 量刑検索システムの，過去の量刑のデータはグラフなりを参照しながら，あくまで参考ですけども，データを拾いましたね。

(5 番) それを見せていただいたときの，一番初めの印象もやはり，こういう事件でこういう判決なんだという印象は，思ったよりも軽いなという印象は，正直ありました。

(司会) 特に責任能力については，一般の方たちの捉え方というのは，なかなか十分に一般の方たちに浸透しているかというのは，必ずしもそうじゃないのかなということはあるんですけど，そこはきちんと，説明すべきところは説明してという形でやっているところではあります。ただ，やっぱり，概念的にも難しいし，難しい問題だなと思っています。評議の関係では，他にございますか。

(1 番) 私も，量刑を決めるとき，5 番さんと同じような気持ちを抱きました。こういう犯罪ではこれくらいの長さ，とかを見せられて，自分の気持ちがすごい突っ走っていると。被害者の気持ちにどっぷり浸っちゃうものですから，自分がもし，こんな被害を受けたら絶対に許せないとか，年齢を考えて，この年齢に至ってて，こういう突発的な，全然自分を抑えられないような事件をさっと犯してしまうという，罪を犯した人の育っていない心考えたときに，こんなに軽い刑でいいのかなと感じました。被害者の気持ちになり過ぎて，それで皆で話し合っているうちに段々，頭が冷めてきて。自分が思って

いる感情とこういう世界で刑を決めるときの、このレベルでこの年数でよしとしよう、更生できるだろうという人間を受け止めていかなければいけないというか、どこをもってよしとするのかはよく分からないんですけども、とにかく被害者意識にすごくなってしまいました。それだけは、なかなか抑えられなくて。でも、話し合っているうちに頭が冷めていきました。

(司会) 評議の関係では、他にはよろしいでしょうか。

判決について

(司会) 先ほど、判決の話もちらっと出ておりましたが、判決にも立ち会っていただきました。判決の内容も、評議をさせていただいて結論が出た後で、判決書のたたき台を裁判官が作らせていただいて、皆さんにしっかり読んでいただいて、一緒に読み合わせをして、これで良いかどうかと。それで、法廷で一緒に言渡しをしたわけですけども、判決について、評議の結果をちゃんと踏まえたものになっていたかどうかという点その他、何か思うところを、評議の秘密に触れない範囲でというところではありますけれども、何かご感想があれば、お話しを伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

(2番) 先ほど、判決について申し上げたのですが、量刑を、年数を決めるということ、それと判決の理由を挙げるということが、なんと大変な作業なのだろうか。いとも簡単に判決文を、新聞で私たちは読むことができるんですけども、こんなにもいろんな方がいろんなふうに日本語を駆使しながら、こんなに文章というものを作り上げていらっしゃるんだなということを初めて目の当たりにして、すごいなということと、法律を考えた人はすごいなと。判例もありますけども、基準を決めていく作業というのは、ありとあらゆる罪を想定して決めていくわけですから、その基準となるものを作り上げるといことは大変なことだなと。また、そこから、その基準からどう組み上げるか。冷たいと言ったらおかしいですけども、冷たい「何年」というところにどう息を吹きかけて、罪を償う重さというものを被告人に分かってもら

うのかということに対して、ここまで心を砕かれているのかということのを、非常に感動したといいますか、まあ大変だなということのを、人を裁くということはすごく重いことだなと思いました。裁判員制度が今、生きている現代の価値観と、法律の価値観にギャップがあるのは仕方がないことだと思います。だけど、こういうことをすることによって、その幅を少しでも狭めていくということは、始まって10年とは言いますけども、やっぱり貴重な10年であったのではないかなと思います。そして、節目の年にこうやって参加させていただけるということは、私にとって本当に貴重な経験だったなと思います。

(司会) 法律があり、量刑もこれまでの先例というのがあるわけですがけれども、それを参考にしつつ、今の自分たちの感覚をどう吹き込んでいくのかということところは、難しいところです。公平の観点もある中で、常に自分の中でも葛藤があるところではあります。

3番さん、他に何かありますか。

(3番) 2番さんと同じで、今回、私が携わった事件が、この先、未来の判例の一つになるんだと思うと、判断がぶれない、自分たちの意見が反映されたものに、未来の判例の一つになればいいのかなと思いました。最後に、裁判長が判決を言われたときに、被告人である夫が奥さんに暴力を振るっていたにも関わらず、裁判長が「執行猶予」という言葉を述べられたとき、奥さんが泣かれてたのをすごく印象に残ってまして、やはり家族、夫婦は本来、こうなるべきなんだと思いました。それから、現在、被告人が更生しているのかということも知りたいな、街のどこかで出会ったりするのか、今現在どんな生活をしているんだろう、というのも少し興味があり、知りたいなと思っています。

(司会) そこは、裁判官もやっぱり知りたいですね。判決が終わったら、関係が切れてしまうんですが、保護観察が付いたりすると、保護観察所から定期的

に、ごく簡単な報告があるんですが、更生した人のことは分からないですよ。更生できなかった人がまた事件を起こして来たら、そのときは悲しい再会をすることになるんですけど。

4番さんの事件については、評議も時間をかけて結構、長い判決になったかと思いますが、どんな感想ですか。

(4番) 母親の涙があって、子どもさんも喜んでいたのを見て、良い判決だったのではないかなと思います。あとは、どこまで更生できるかだと思います。つくづく思うのですが、二度としてほしくないなと思っています。執行猶予が付いて家族と一緒におられるのなら、幸せでないかなと思います。

(司会) 5番さんも、判決の読み合わせをさせていただいたし、評議の秘密に触れない範囲で、感想はどうでしたか。

(5番) 先ほどお話ししたとおり、結果自体はもう全部出し切って、全員で結論を出したという自信があったので、そこに関しては何の疑問もなく決めたんですけども、2番さんが仰ったように、出した数字だけが結論に命を吹き込んでくれたというか、最後にお話しされた内容から、自分たちの出した結論が間違っていなかったなど、冷静に聞いても、これなら納得してもらえるというお話しをされたので、その内容はすごく良かったなと思いました。やはり、あれがなくて、「はい、何年ですよ。」と言われるのと、やはりああいうお話しがあってと言われるのでは全然違って、言われる側もそうですし、私も、自分たちの気持ちをその数字に込めてくれたなという感想がすごくあって、後悔のない裁判でした。

負担のあった点、改善すべき点について

(司会) 次に、選任から判決までの間、いろいろと御負担をおかけしたかと思いますが、ここに負担を感じたとか、もう少しこうした方がよかったんじゃないかということについて何かありましたら、裁判所、あるいは、検察官、弁護士に対してでもいいんですけども、負担を感じた点、改善すべき点について、

何かありましたらお話しただけたらと思います。1番さんいかがですか。

(1番) 負担に感じたということは、なかったです。ただ、午前中に抽選があって、午後にはすぐ審理に入っていくという、そのギャップに心が付いていけなかったというところが、負担と言えば負担だったかもしれないんですけど、皆さんすごくフレンドリーだし、話しやすいし、内容も分かりやすく説明していただいたりとか、思ったよりもこんなに過ごしやすい、と言うのはおかしいんですけど、やり易かったです。1日目だけですね、付いていけなかったのは。

(司会) この事件については、事情があって、その日の午後に審理に入ったものでした。その点では、1番さんと2番さんには申し訳なかったなと思います。3番さんいかがですか。

(3番) 皆さんフレンドリーで、話しやすい雰囲気でした。裁判員は通常五、六人でしたっけ。

(司会) 裁判員は6人です。補充裁判員の方が1人とか2人とかで、2人とかが多いです。法律では、最大で6人まで補充裁判員を選ぶことができます。

(3番) 私の事件でも、補充裁判員の方を含めて、皆で話し合いをしましたが、もうちょっと人数がいてもいいのかな、あまり多すぎると収拾がつかなくなることもあるんでしょうけど、今いるメンバーで判決まで進めることで良いのかなと、時折感じました。

(司会) 制度を作るときに、裁判員をどのくらいの人数にするかについては非常に議論があったところですよ。でも、まあ、こういう制度になりましたので、その人数での結論が裁判所の結論ということでいいんじゃないのかなと思います。それでは、4番さんいかがですか。

(4番) 負担に感じることはなかったんですが、初日に、なんで外れなかったのかなと思いました。負担ということはなかったです。

(司会) 5番さんいかがですか。

(5番) 私が負担に感じたことは、大きく2点あります。自分たちの顔が見られているというところに、びっくりしまして。そういうふうになっている理由もお伺いしたんですけども、自分たちの顔が見られている、報復されるんじゃないのかというようなことは、一般の人たちの話ではよく聞くんです。「仕返しとか、されるんじゃないの。」ということをよく聞くというイメージがあったので、自分の顔が見られているというところが一番、負担に感じたところなんです。あと、自分が、被害者の家族の顔が見えるというところで、ついつい、実際にその顔を見るとどうしても感情が入ってしまうというのがあって、それと、冷静に判断しなければいけないというところの葛藤がちょっと負担に感じました。例えば、顔が見られない状況で、モニターで法廷の様子が見られるような感じであれば、直接見るよりは心のストレスが軽減されたんだろうなとは思いますが。私たちは別に悪いことをしているわけではないので、見られてはいけない、隠すものではないという理由はお伺いして納得はできたんですけども、実際にその場に立ってみると、ちょっと怖いなという心理的なストレスはありました。あと、もう一つなんですけど、実際の裁判の内容ではないのですが、帰っていくときの報道関係者の対応が、一般人としてはちょっと怖いなと。裁判所を出てから、結構追いかけてこられる方がいらっやって。私は車だったんですけど、歩いてきてらっしゃる方に付いて行って、横断歩道の信号のところまで声をかけてらっしゃる方がいらっやって、それを見た瞬間に、私も追いかけてられているかもしれないと、ちょっと怖いなというのがありまして。裁判所の中はきちんとやっていただいているというのがあるんですけど、それを見て、すごく心配しているわけじゃないんですけど、いつか「裁判員の方ですよ。」とか言われる可能性はゼロじゃないなという気がしました。

(司会) 事件の関係で接触するということは禁じられておりますので。それから、守秘義務というのは、裁判員の皆さんを守るためにあるものでもあります。

裁判所から、裁判員の名前とかパーソナルデータが外に出ることは絶対にならないよう、きちんと管理しております。声掛けと言いますと、昔、小倉で暴力団の関係の事件があったことがあります。報復されたとかそういう事件は今のところ起きていませんので。

(5番) 一般の感覚としては、仕返しされるんじゃないかと、仕返しされるから喋っちゃだめだよと、世間一般ではそういう、私もそうですし、実際にはないのかもしれないんですけど、そういうイメージがあるので。なんか、車のナンバーとか見られてたらどうしようとか、そういうところは正直少しあります。

(司会) 実際に顔を見られて不安になられるということは、そうなんだろうなとは思いますが、御心配いただくような事態はないと思っていただいてよろしいかと思えます。

(5番) あと、空調を入れてほしかったです。ちょうど、季節の変わり目で。

(司会) 5月でちょっと暑かったと。そこはあの、この日からというのが決まってきました、すみません。申し訳ないです。

まだ裁判員を経験していない一般の方に伝えたいこと

(司会) 最後に、今後、裁判員を経験されるかもしれない一般の方々に対して、自分たちの経験を踏まえて伝えたいことなどがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。ここで出た話は、裁判員制度の出前講義というのがありまして、そこで紹介をします。今年2月にも、裁判員経験者の意見交換会があったんですけども、そこで出た意見というのは、その後の出前講義でしっかり伝えさせていただいております。皆さんから、今後、裁判員を経験されるかもしれないの方々へのメッセージをお聞かせいただけたらと思えます。じゃあ、5番さんからお願いします。

(5番) まだ経験されていない方には、参加されることを強くお勧めします。人間としての経験値が上がるという印象がありますので、案内が届いたときは、

是非参加されることを強くお勧めします。

(4番) 経験していただきたいと思います。

(3番) 是非，経験していただいて，いろんな意見を取り入れていただきたいなと思います。裁判所は決して，冷たく堅いところじゃないので。イメージを広げていただきたいなと思います。

(2番) 年齢を重ねますと，新しいことをするのに尻込みします。いろんなことに挑戦というか，機会があればその中に飛び込むというのが大切なことではないかと思います。裁判員裁判を体験することで，20代は20代なりに，30代は30代なりに，各世代なりにその後の人生や物の見方が変わっていくのではないかと思います。もし，チャンスがあれば，いろんな方に経験していただきたいなと思います。

(1番) 裁判員になったからアンラッキーではなくて，当たったらラッキーだったと思っていただきたいです。経験してみて，それをつくづく思いました。周りを見渡しても経験している人はいないので，こういう経験ができて私はラッキーだったなと。そして，自分ってこんなふうに考えるんだとか，見直すきっかけにもなりました。人に対する見方も，小さいころの育ち方とか，認められて育っていった人は一線を踏み越えてしまうことは，もしかしたらしくいのではないかと。絶対しないとは言いませんけども，引き留める原動力になるのではないかと。「三つ子の魂百まで」と言いますが，裁判員をやって，そこまでの育ちがとても大事なんだろうなということを，犯罪を犯した青年を見てても思いましたし，幸せな幼少期ではなかったのだろうと思って見てました。やっぱり辛い経験をたくさん積んできて，一線を越えないようにする原動力になるものがなかったのではないかと。いろんなことを見直すきっかけになりました。考えがちょっと変わりました。

(司会) ありがとうございます。本日は貴重な御意見をいただき，ありがとうございました。

以上